

パブリック・コメント手続(意見募集)

刑法改正に伴う本市条例改正について

意見募集期間

令和6年(2024 年)

10 月7日(月)～10 月 31 日(木)

お問い合わせ先：総務部総務課

電話 046-822-8186(直通)

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続に当たって

刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)が令和7年6月1日に施行され、懲役刑、禁錮刑が廃止され、新たに「拘禁刑」が創設されます。

これに伴い、本市条例において「懲役」又は「禁錮」と規定しているものについて、「拘禁刑」に改めます。

このたびのパブリック・コメント手続は、この刑法改正に伴う本市条例改正案について、ご意見を伺うものです。

【目次】

◆刑法改正に伴う条例改正について…………… 3

- ・横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例中改正案
- ・地方税法第 314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続を定める条例中改正案
- ・横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例中改正案
- ・横須賀市屋外広告物条例中改正案

◆意見の提出方法…………… 4

○ 刑法改正に伴う条例改正について

1 各条例の改正概要

・横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例

罰則及び附則中で、懲役に処するものとしているものについて、拘禁刑（※）に処するものとします。

※ 拘禁刑 とは

受刑者を刑事施設（刑務所）に拘置し、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる刑罰です。

・地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続を定める条例

寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定において、禁錮刑に処されたことを欠格事由としているものについて、拘禁刑に処されたことを欠格事由とすることに改めます。

・横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例

罰則中で、懲役に処するものとしているものについて、拘禁刑に処するものとします。

・横須賀市屋外広告物条例

罰則中で、懲役に処するものとしているものについて、拘禁刑に処するものとします。

2 施行期日

令和7年6月1日施行予定

意見の提出方法

- 1 提出期間 令和6年(2024年)10月7日(月)から
令和6年(2024年)10月31日(木)まで
- 2 宛 先 総務部総務課事務管理・情報公開担当
- 3 提出方法
 - (1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。
 - (2) 市外在住者の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。
 - ・(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
 - ・(市内在学の場合)学校名・所在地
 - ・(本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
 - ・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)
利害関係があることを証する事項
 - (3) 次のいずれかの方法により提出してください。
 - ア 直接持ち込み
 - ・市政情報コーナー(横須賀市役所本館2号館1階 34 番窓口)
 - ・各行政センター
 - イ 郵送
〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市役所 総務部総務課
 - ウ ファクシミリ
046-826-1682
 - エ 電子メール
inf-co@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、
速やかに公表いたします。